

行橋市優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年8月5日

行橋市長 工藤政宏

行橋市規則第41号

行橋市優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則

行橋市優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則（昭和49年行橋市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二」に改める。

第2条第1項中「宅地の造成」を「、宅地の造成」に、「様式第1の優良宅地認定申請書」を「優良宅地認定申請書（様式第1）」に改め、同条第2項第4号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第7号中「又は」を「、又は」に、「その旨」を「、その旨」に改め、同項第8号中「必要と認められる」を「、市長が必要と認める」に改め、同条第3項中「設計の」を「、設計の」に、「の概要」を「計画」に改め、同条第4項中「次」を「、次」に改め、同項の表造成計画平面図の項中「切土」を「、切土」に、「がけ」を「崖」に、「風化の著しいものを除く）以外のものをいう以下同じ」を「風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。」に改め、同表排水施設平面図の項中「内のり寸法」を「、内のり寸法」に、「水の流れ」を「、水の流れ」に改め、同表がけの断面図の項図面の種類の欄中「がけ」を「崖」に改め、同項明示すべき事項の欄中「がけの高さ」を「崖の高さ」に、「がけ面」を「法面」に改め、同項備考の欄中「がけ盛土をした土地」を「崖、盛土をした土地」に、「がけ又は」を「崖又は」に、「がけについて」を「崖について」に、「おおわれるがけ面」を「覆われる法面」に改め、同表擁壁の断面図の項中「裏込み」を「、裏込み」に、「透水層」を「、透水層」に、「材料及び寸法」を「、材料及び寸法」に改め、同条第5項中「縮尺」を「、縮尺」に改め、同条第6項中「造成区域

区域図」を「造成区域図」に、「縮尺」を「、縮尺」に、「市町村界」を「、市町村界」に改める。

第3条中「宅地の造成又は」を「、宅地の造成又は」に改める。

第4条中「あつた」を「あった」に、「当該」を「、当該」に、「昭和54年建設省告示第767号に規定する基準（以下「優良宅地認定基準」という。）」を「優良宅地認定基準（租税特別措置法施行令第19条第13項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準（昭和54年建設省告示第767号）をいう。以下同じ。）」に、「又は」を「、又は」に、「認定を」を「、認定を」に改める。

第5条中「様式第2の優良宅地証明書」を「、優良宅地証明書（様式第2）」に改める。

第6条第1項中「同法第103条第4項（住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第47条第1項の規定により運用される場合を含む。）」を「、同法第103条第4項」に改め、「様式第1の」を削り、同条第2項中「前項の申請にかかる」を「、前項の申請に係る」に、「優良宅地認定基準」を「、優良宅地認定基準」に改め、「様式第2の」を削る。

第8条第1項本文中「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二」に、「様式第3の優良住宅認定申請書」を「優良住宅認定申請書（様式第3）」に改め、同項ただし書中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第15号二」に改め、同条第2項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第5号中「第6条第3項」を「第6条第4項」に、「確認通知書」を「確認済証」に、「第7条第3項」を「第7条第5項」に改め、同項第6号中「建築業法」を「建設業法」に改め、同項第8号中「、計算書」を「計算書」に、「昭和54年建設省告示第768号第3の4に規定する建築費に含まれる費用と含まれない費用との区別に従つて」を「優良住宅認定基準（租税特別措置法施行令第19条第15項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準（昭和54年建設省告示第768号）をいう。）従つて」

に改め、同項第9号中「建築確認通知書」を「確認済証」に、「あつて」を「あつて」に改め、同項第10号中「必要と認められる」を「、市長が必要と認める」に改め、第3項の表各階平面図の項中「筋かい」を「筋交い」に改める。

第9条中「優良住宅の」を「、優良住宅の」に、「あつた」を「あつた」に、「昭和54年建設省告示第768号に規定する基準（以下「優良住宅認定基準」という。）」を「優良住宅認定基準」に、「又は」を「、又は」に、「認定を」を「、認定を」に改める。

第10条中「優良住宅の」を「、優良住宅の」に、「様式第4の優良住宅認定済証」を「優良住宅認定済証（様式第4）」に改める。

第11条中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「一部」を「1部」に改める。

様式第1中「㊦」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「当たつて」を「当たって」に改める。

様式第3中「第31条の2第2項第11号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第11号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に、「一むね」を「1棟」に、「あつて」を「あつて」に改める。

様式第4中「第31条の2第2項第11号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第11号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。